

会 議 録 (要 旨)

| | |
|---|--|
| 会 議 名 | 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会 |
| 開 催 日 時 | 令和2年8月3日(月)資料送付 |
| 開 催 場 所 | 書面による開催 |
| 出 席 者 (送付先) | 出席者：和気座長、大谷委員、英保委員、清野委員、吉富委員、伊豫部委員、遠藤委員、大久保委員、藤倉委員、星委員、川島委員、石井委員、藤崎委員、木下委員、鈴木委員、植村委員 事務局：福祉総務課長、福祉総務課係長(福祉総務係)、コンサルタント(2名) |
| 議 題 | (1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について (2) 計画の根拠法令と位置付けについて (3) 第五次地域福祉計画構成(案)について (4) 第五次地域福祉計画の素案について (5) その他 |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | (1) 原案のとおり承認する。 (2) 上位計画としての位置付けを承認する。 (3) 次回以降の懇談会において、指摘のあった事項について検討する。 (4) 次回懇談会において、指摘のあった事項について修正し提示、回答する。 (5) 次回の開催日は別途調整し、決定する。 |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局) | ※ 書面開催に伴い、事務局から配付資料の要旨説明を配布した。 (1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について 【説明要旨】(参考「資料3 武蔵村山市附属期間等の設置及び運営に関する指針」、「資料4 武蔵村山市附属期間等の会議及び会議録の公開に関する指針」、「資料5 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領(案)」、「資料6 会議録(要旨)(案)」) ● 本市には、資料3「武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」という規程があり、第11条から第14条の規定に基づき、資料4「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」が設けられている。この2つの指針に基づき、資料5「武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領(案)」を承認いただきたい。大まかな要旨は、会議は非公開情報を除き公開となる。当懇談会では、個人情報などの非公開情報を取り扱う予定はないので、原則として、会議を公開させていただきたい。また、傍聴者がいらっしゃった場合は、座長の許可のもと、傍聴をしていただくこととなる。会議終了後は、資料6「会議録(要旨)(案)」を用い、次回の会議での承認後、市ホームページ及び市役所1階の市政情報コーナーで公開をさせていただきたい。 【主な意見等】 なし (2) 計画の根拠法令と位置付けについて 【説明要旨】(参考「資料7 計画の根拠法令と位置付け」) ● 本計画の根拠法令であるが、地域福祉の定義、推進と地方公共団体の責務については、社会福祉法に定められているところであり、地域 |

福祉計画は、同法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」となる。現行計画である第四次地域福祉計画は、各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担う計画としての位置付けとして、地域福祉計画に盛り込むべき事項を搭載し、各個別計画で補えない隙間の部分を埋める計画として策定している。第五次地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付け、法改正を踏まえ盛り込むべき事項を検討し策定する。なお、施策内容については、次回以降の懇談会で紹介し、委員の皆様にご審議いただきたいと思っているので、よろしく願います。

【主な意見等】

なし

(3) 第五次地域福祉計画構成（案）について

【説明要旨】（「資料8 第五次地域福祉計画構成（案）について」）

● 第1章では「計画の基本的事項」を、第2章では「当市の現状」を、第3章では「計画の基本的な考え方」を、そして、次回以降となるが、施策の核となる第4章で「基本計画（取組の展開）」を、第5章で「計画の推進と進行管理（計画の評価と見直し）」という形で構成していきたいと考えている。素案の内容については、委員の皆様のご意見を反映させ、修正させていただきたいと考えているので、よろしく願います。

【主な意見等】

- 平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、市町村における再犯の防止に関する施策を実施する責務及び地方再犯防止推進計画の策定努力義務が明記された。武蔵村山市においては、単独の再犯防止推進計画の策定ではなく、本計画に位置付ける方向性と伺っている。そこで、現段階では総体的に再犯防止の推進に関する事項とその位置付けが明確に記載されていないため、目次や見出しにおいて、再犯防止推進計画である旨が分かりやすいように記載をお願いする。また、本懇談会委員の中に、保護観察所等の刑事司法関係者が入ってもいいのではないかと思う。
- 市民意識調査結果を踏まえ、課題を洗い出し、これに即した計画となればよいと思う。サービス内容が分からないから利用しないのであれば、サービスや制度を知ってもらうための計画とすると良いのでは。
- 資料9の59ページにある市内の自殺者の状況と、市民意識調査報告書57ページからの市民の自殺防止対策の対象像の差について、市民の自殺への意識と、自殺者の実態が単にずれているだけなのか、または未成年者については地域として守るべき対象としての意識が高く、大人とは異なっているのか。自殺を考えたことのあるのは、男性より女性の割合が高いことも実態とずれているのも気になる。

(4) 第五次地域福祉計画の素案について

【説明要旨】（「資料9 第五次地域福祉計画 【素案】」）

● 現在、素案を作成しているため、具体的な審議については、次回以降の策定懇談会でお願いすることとなる。「第1章 第五次計画について」では、現行計画と同様に計画の基本的事項である計画の作成と背景、計画の性格と位置付け、計画の期間及び作成の方法について記載させていただき予定である。「第2章 武蔵村山市の現状」では、

